

掲載内容

第1章 産業保健の基礎

- 第1 産業保健史
- 第2 産業保健の基礎用語
- 第3 事業場における産業保健活動のあらまし
【コラム】 産業保健総合支援センターとは
- 第4 産業保健活動への取組
【コラム】 労働基準監督官 (Labour Standards Inspector) の採用
- 【コラム】 ブラック企業・ブラックバイト
- 第5 データにみる産業保健の実情
【コラム】 非正規労働者
- 第6 産業保健関係法令の体系
【コラム】 労働者への周知
- 【コラム】 法令と通達の基礎
- 第7 労働安全衛生法の概要

第2章 職業病とその発生状況

- 第1 職業病の種類
【コラム】 業務上疾病に関する統計
- 第2 物理的因子による疾病
【コラム】 被ばく線量と放射線障害
- 第3 作業態様による疾病
【コラム】 洞爺丸事故と白ろうの指 (振動障害)
- 第4 産業中毒
- 第5 職業がん
【コラム】 職業がん発見等の歴史
- 第6 じん肺
【事例】 最高裁が初めて行政側の違法を認める判例

第3章 総括管理

- 第1 労働衛生管理体制
【コラム】 規模別の規制に対応する労働者数のカウント

第2章 産業保健関係資格者

- 【コラム】 産業保健関係の学会
- 第3 衛生管理者の活動の実際
- 第4 産業医制度
【事例】 産業医が会社とともに被告となった損害賠償請求訴訟
- 【コラム】 産業医研修会
- 第5 衛生委員会の活動の実際
- 第6 労働安全衛生マネジメントシステム
- 第7 リスクアセスメント
- 第8 リスクマネジメント

第4章 危害防止基準

- 第1 危害防止基準の体系
- 第2 労働安全衛生規則の衛生基準
- 第3 事務所衛生基準規則

第5章 労働衛生の3管理と労働衛生教育

- 第1 作業環境管理
- 第2 作業環境測定法
- 第3 作業管理
- 第4 健康管理
【事例】 エイズ検査を実施した警察病院が警察学校とともに被告となった損害賠償請求訴訟
- 第5 健康情報の保護
- 第6 労働衛生教育

第6章 職業病の予防対策

- 第1 物理的因子による疾病の予防対策
- 第2 作業態様による疾病の予防対策
- 第3 産業中毒の予防対策
【事例】 鉛中毒(疑い)の裁判例
- 【事例】 最近の鉛中毒の事例

- 【事例】 一酸化炭素中毒の事例
—多数の被災者が生じた事例—
- 【事例】 最近における一酸化炭素中毒の事例
- 第4 職業がんの予防対策
- 第5 じん肺の予防対策
- 第6 感染症の予防対策
【コラム】 HIV検査の必要性を主張する産業医

第7章 過労死の予防対策 (過重労働対策)

- 第1 過労死の歴史と現状
- 第2 過重労働対策
【コラム】 36協定制度の制定経過—長時間労働の元凶—
- 第3 過労死の労災補償
- 第4 過労死等防止対策推進法

第8章 メンタルヘルス対策

- 第1 メンタルヘルス対策の歴史と現状
【事例】 精神障害の労災認定第1号の事例
- 第2 メンタルヘルス対策
【事例】 安全配慮義務違反による損害賠償請求訴訟
- 第3 精神障害・自殺の労災補償

第9章 労災補償制度

- 第1 労災補償制度の概要
- 第2 事業場における労災補償の実務
- 第3 業務上疾病の労災補償

事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

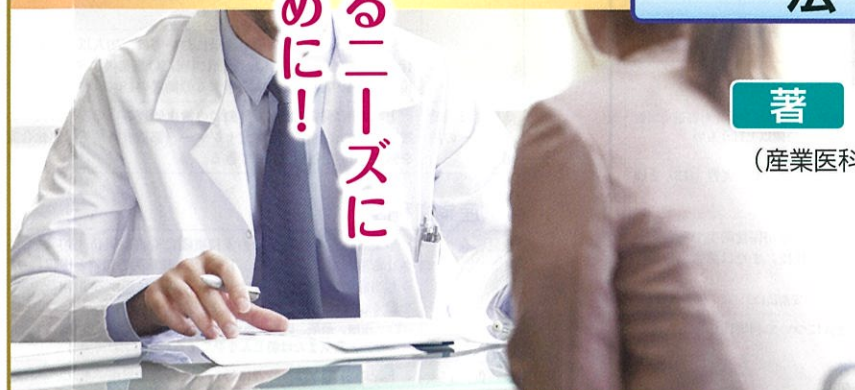
産業保健への高まるニーズに
的確に対応するために!

産業医・産業保健スタッフ必携 産業保健の基礎

—法令と実務—

著 石井 義脩

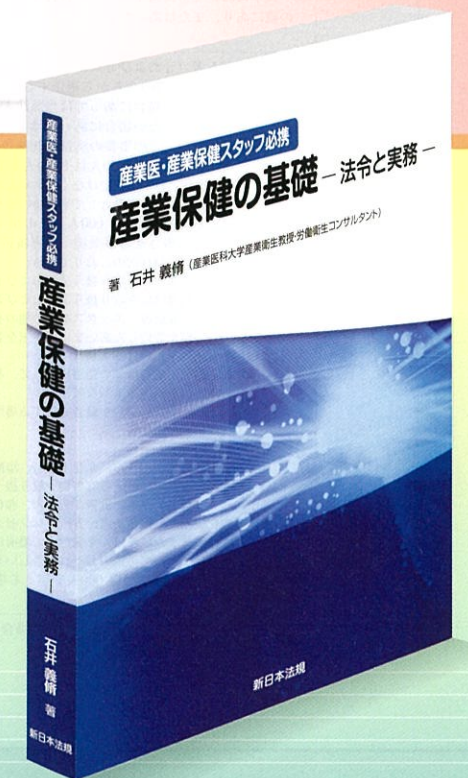
(産業医科大学産業衛生教授・労働衛生コンサルタント)



◆産業保健の実務に必要な法令・通達等の内容を表形式でコンパクトにまとめています。

◆実務において有益な情報を取り上げた「コラム」をはじめ、実践に役立つノウハウを盛り込んでいます。また、参考となる判例等を「事例」として適宜掲載しています。

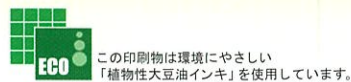
◆産業医のみならず、衛生管理者、保健師、看護師、産業カウンセラーなど産業保健活動に携わる多くの実務関係者にご利用いただけます。



新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2017.2) 509631



おかげさまで70年



0120-089-339 受付時間: 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>
 新日本法規 Web で 検索
 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

B5判・総頁 348頁
 本体価格 4,000円 + 税
 送料実費

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



第4 産業医制度

1 産業医の選任

Table with 2 columns: 選任義務, 選任事業場, 選任時期, 産業医要件, 選任基準. Content includes selection criteria and conditions for industrial doctors.

Table with 2 columns: 選任義務, 選任事業場, 選任時期, 産業医要件, 選任基準. Content includes selection criteria and conditions for industrial doctors.

Table with 2 columns: 権限等, 権限等. Content includes duties and powers of industrial doctors.

3 労働者数50人未満の事業場の健康管理等

Table with 2 columns: 医師等の活用, 地域産業保健センターの活用. Content includes utilization of doctors and health centers.

4 産業歯科医

Table with 2 columns: 意見聴取, 勧告. Content includes consultation and advice for industrial dentists.

事例

○産業医が会社とともに被告となった損害賠償請求訴訟 (北興化工機事件=札幌地方裁判所判決平16...

【概要】

機械器具装置の設計・製作等を行う会社の課長であった従業員が、会社の幹部り倒れ、重篤な後遺障害が残った。その後退職した当該従業員が、脳出血により重い障害を負ったことに対し、会...

【判決】

会社と産業医への損害賠償請求を棄却
【判決理由の要旨】
1 会社の責任
脳・心臓疾患（過労死等）の労災認定基準（平13・12・12基発1063）を参考として、
① 脳出血発症当日に開かれた幹部会議については、極度の緊張を強いられる状況にあっ...

【参考】

- ・従業員：52歳、男性、既婚、技術営業第二課長として現場監督等の工事を多く担当
・脳出血発症前6か月間の勤務状況
出張日数：7～24日/月（所定労働日数の60%）
時間外労働：7月：27 時間
8月：59 時間
9月：120.5時間
10月：44 時間

第2 過重労働対策

1 過重労働による健康障害防止のための総合対策

行政指導通達「過重労働による健康障害防止のための総合対策」
14) 2月12日基発第0212001号により示されたが、これを廃止して0317008号により示され、その後、2008年（平20）3月7日基発第0317008号により示され、その後、2008年（平28）4月1日基発0401第72号により一...

Table with 2 columns: 趣旨, 時間外・休日労働時間の削減, 年次有給休暇の取得促進, 労働時間等の設定の改善, 労働者の健康管理に係る措置の徹底. Content includes measures for preventing overwork.

Table with 2 columns: 義務による面接指導を実施した場合、その結..., 面接指導等により労働者のメンタルヘルス不調..., 面接指導等の手続等の整備のため、衛生委員..., 常時50人未満の労働者を使用する事業場に..., 過重労働による業務上疾病を発生させた場合には、原因...

2 長時間労働者に対する面接指導等

長時間労働者に対する面接指導（事業者の義務）および面接指導（労働者の権利）は、第5章第4「11 長時間労働者に対する面接指導等」

3 過重労働対策の実務

過重労働対策は上記の法令や行政指導通達に沿って実施す
考として行う。

(1) 労働時間管理
過重労働対策を適切に実施するためには、労働時間の管理
必要がある。

Table with 2 columns: 36協定に係る過半数代表者の選任, 36協定に係る過半数代表者の選任. Content includes details on 36-hour agreement representatives.

Table with 2 columns: 協定の周知, 労働時間の把握等. Content includes notification of agreements and time management.

(2) 実情把握と衛生委員会の審議等

Table with 2 columns: 実施と改善. Content includes implementation and improvement of measures.

コラム

○36協定制度の制定経過—長時間労働の元凶—
「36協定」とは上記のとおり、労基法36条に規定されている時間外・休日労働に関する労使協定
ものです。長時間労働の制限を付与する法律上の制度は裁量労働制もありますが、この36協定
は、第5章第4「11 長時間労働者に対する面接指導等」
このような36協定制度はどのようにして構築されたのか、時代を遡ってみることにします。
1947年（昭22）に労働基準法が制定され、36協定制度が定められました。これに至る経過は、次の
りです。

Table with 2 columns: 1945年(昭20), 1946年(昭21). Content includes historical context of the 36-hour agreement.